ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic

作成日: 2020年9月25日

気候変動関連政策

1. 気候変動政策

■ 環境関連法·政策

1975年	ラオス人民民主共和国 建国	
1991年	現行憲法制定、環境頬の義務を明記(第 17 条)	
1993年	首相府(Minister to the Prime Minister)内に科学技術環境機関(Science, Technology and Environment Organization)設立	
1994年	国家環境行動計画(The National Environmental Action Plan)を採択	
1996年	森林法(Forestry Law)を制定(公布)	
	水・水資源法(Law on Water and Water Resources)を制定(公布)	
1997年	土地法(Land Law)を制定(公布)	
	電力法(Electricity Law)を制定(公布)	
	陸上輸送法(Land Transport Law)を制定(公布)	
	鉱業法(Mining Law)を制定(公布)	
1998年	農業法(Law on Agriculture)を制定(公布)	
1999年	工業生産法(Law on Industrial Manufacturing)を制定(公布)	
	環境保護法(Environmental Protection Law)を制定(公布)	
	都市計画法(Law on Urban Plan)を制定(公布)	
	科学技術環境機関を科学技術環境庁(Science, Technology and Environment Agency)に改変	
2000年	環境アセスメント規定を制定し、環境影響評価(EIA)の手続きを定める	
2003年	ラオス人民民主主義共和国憲法改正(環境保護義務 第 19 条)	
	エネルギー及び輸送部門に対する第三者モニタリングガイドラインの公布	
2007年	科学技術環境庁を科学技術庁(Science and Technology Agency)と水資源・環境庁(Water Resource and Environment Agency)に改組	
	森林法(Forestry Law)を改正	
2010年	社会環境影響評価規定に関する政令(Decree on Social and Environment Impact Assessment)を制定	
2011年	水資源・環境庁が国土管理庁(National Land and Management Authority)とその他の省庁と合併し、天然資源環境省(Ministry of Natural Resource and Environment, MoNRE)に改組	
2012年	環境保護法を改正し、大気汚染基準を公表	
2015年	化学物質法案を策定、ハザードレベルに応じて化学物質を第1種〜第4種に分類して管理する方針	
2017年	化学物質管理法を公布、GHS や事業ライセンス等について規定	

出典:JBL ラオス最新法務事情「ラオスの環境規制」ほか

■ 気候変動に関するラオス政府の行動

目的:持続可能な経済発展、貧困削減、公衆衛生の保全と安全の確保、ラオスの自然環境の質的向上、すべてのラオス国民の生活の質の向上において、ラオスが変動する気候の状況に対し緩和や適応できるような将来を確保すること。

農業	イスが変動する気候の人流に対し緩和や過心できるような特米を確保すること。 ・ 水田からのメタン排出量削減
	新技術の移転の促進
森林及び土地利用の	焼き畑農業の削減
変更	
女 史	・ 森林火災の統合
	・効率的な地図作成と計画
	・ 炭素市場への参画機会の追求
水資源 	・ ハザードレベルに応じて化学物質を第1種〜第4種に分類
エネルギー及び交通 	・ 地方電化
	・再生可能エネルギー
	・ クリーンエネルギー
	・省Iネ
	・低炭素交通
	・省エネ意識の向上
	・ CDMあるいは他の柔軟性メカニズムを利用し再生可能エネルギーの開発の推進
産業	・ 生産過程における省エネ
	・ 家具製造技術の向上による木材廃棄物の削減
	・ バイオマス廃棄物あるいは農業残渣物のエネルギー利用の促進
都市開発	・ 3Rによる固形廃棄物からのGHG排出削減
	・ 屋外でのごみ焼却、腐敗を防ぐためのゴミ収集サービスの向上
	・ 有機含有物のコンポスト化
	・下水汚濁の適切な管理
	・メタンガス回収可能な埋立地の整備または既存埋立地の改修
	・ 廃棄物管理及び低炭素交通を統合した持続可能な都市開発の促進
	・ 廃棄物からのGHG排出削減における民間及び国際パートナーの参加促進
公衆衛生	なし
	l

出典:炭素市場エクスプレス UNFCCCサイドイベント「ラオスの気候変動戦略」

■ 緩和行動:緩和において戦略的に優先すべき主要部門

農業と食料確保	・ 水田、家畜の糞尿、消化管内発酵からのメタンの削減
	・ 家畜の腸内発酵・糞尿からのメタン排出削減
	・新しい技術移転の促進
森林と土地利用変更	・ 焼畑農法、薪の燃焼、森林火災の減少
	・ 効果的な地図の作成と計画を含めた森林管理の融合
	・ 炭素市場活用の検討
エネルギーと運輸	・ 2020年までに電化率90%に拡大すること。再生可能エネルギー(ソーラー、風力、水力(小規模
	含む))やよりクリーンなエネルギー(炭層メタン)の開発の促進
	・ エネルギー効率のよい照明、電化製品、建物の導入
	・ 自動車で使われる代替エネルギーの利用の促進、環境面で持続可能な輸送戦略の実行
	・ 車に乗らない日(自動車フリーデイ)、アースデイ、世界環境デイの設定のようなイニシアティブを実施
	することでエネルギー利用抑制についての国民の意識を高める
	・ CDM、新メカニズム等の炭素市場活用の検討
産業	・ 製造過程におけるエネルギー効率の改善
	・家具製造技術の改善による木材廃棄の減少
	・ 農業廃棄物を含むバイオマスの利用の促進
都市開発	・ 3Rの実施(削減、再利用、リサイクル)、堆肥化、埋立地ガス回収
	・ 固形廃棄物回収サービスや排水管理の性能向上
	・環境面における持続可能な都市開発の促進
	・ CDM、新メカニズム等の炭素市場活用の検討

出典:炭素市場エクスプレス UNFCCC サイドイベント「ラオスの気候変動戦略」